

人権擁護委員制度をご存じですか

毎年6月1日（土）は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。

相談は無料で、難しい手続きもありません。もちろん相談内容についての秘密は固く守られます。

人権相談所は、気軽に相談できる場所として、法務局で常時開設されているほか、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権相談所が開設されることもあります。

幌延町人権擁護委員は幌延町から推薦されて、法務大臣が委嘱した次のお二人です。

稲垣 紘 順（字下沼） ・ 三好 和 夫（字問寒別）

全国一斉「人権擁護委員の日」特別相談所開設のお知らせ

稚内人権擁護委員協議会では、下記の日程により「特設相談所」を開設します。

家庭内トラブル（夫婦・離婚・扶養・相続）、学校での「いじめ・体罰」、近隣との争い、ネットトラブル、架空請求、育児の悩み、借地・借家、不動産売買、金銭貸借等多岐の相談に応じます。

相談内容についての秘密は固く守られます。難しい手続きもありませんし、相談は無料です。どうぞお気軽にお越しください。

日 時：令和元年6月1日（土）

午前10時から午後3時まで

場 所：幌延町生涯学習センター 研修室

お問い合わせ先：旭川地方法務局稚内支局 稚内市末広5丁目6番1号 電話：0162-33-1122

こころの健康相談について

北海道稚内保健所では、精神保健福祉に関する問題に悩む地域の方を対象に、精神科医によるこころの健康相談を実施します。

相談日	申込締切日
令和元年6月3日（月）	令和元年5月30日（木）
7月1日（月）	6月27日（木）
9月9日（月）	9月5日（木）
10月7日（月）	10月3日（木）
12月2日（月）	11月28日（木）
令和2年1月27日（月）	令和2年1月23日（木）
3月16日（月）	3月12日（木）

時 間：午後1時30分から午後4時まで

場 所：北海道稚内保健所

囑託医：市立稚内病院精神神経科医師

その他：（1）予約制です。稚内保健所健康推進課までご連絡ください。

（2）保健師による相談は随時受け付けています。お気軽にご相談ください。



お問い合わせ先：北海道稚内保健所 健康推進課 電話：0162-33-3703